

福祉のまちづくり基本方針の性格と位置づけ

- 福祉のまちづくり基本方針の性格
 - 福祉のまちづくりを総合的に推進するために、県、市町、県民及び事業者等が今後具体的な取り組みのあり方について示す指針
 - 概ね今後 10 年の指針とし、改訂後 5 年を目処に内容を見直し 平成 6 年度策定、8 年度改訂
- 福祉のまちづくり基本方針の位置づけ
 - まちづくり基本条例に基づくまちづくり基本方針の「福祉のまちづくり」に関する詳細な指針
 - ユニバーサル社会づくり総合指針のまちづくりに関する施策を推進するための指針

福祉のまちづくりを取りまく現状と課題

- ユニバーサル社会づくりへの対応
 - ユニバーサル社会づくりの視点を明確化して地域ニーズを踏まえた総合的なバリアフリー化を推進する
- 著しい高齢化の進展や障害者の社会進出への対応
 - 著しい高齢化の進展や障害者の社会進出に的確に対応するため、施設のバリアフリー化を一層推進することが必要
- 利用者目線でのきめ細かな施設整備・運営の適正化
 - 利用者目線できめ細かな整備・運営を推進するとともに、施設の設備の機能が十分発揮されるよう管理などが適正に行われるよう誘導することが必要
- 情報を容易に入手できる環境の確保
 - 安心して外出し、快適に活動できるまちづくりを実現するため、容易に施設のバリアフリー情報を入手できる環境を確保することが必要
- 自然災害等の非常時への対応
 - 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、非常時に備えた施設整備とともに、災害時要援護者への的確な対応を行うことが必要
- 福祉のまちづくりの担い手の育成
 - 行政、県民、事業者の協働により総合的に福祉のまちづくりを推進するため、学校教育や生涯学習などにおける福祉のまちづくりの担い手の育成が必要

福祉のまちづくりの目標と基本的方向

- 福祉のまちづくりの目標

『高齢者、障害者などをはじめとするあらゆる人々が、いつでもいきいきと生活し、活動できる安全・安心で快適なまちづくり』
- 福祉のまちづくりの基本的方向
 - 高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人々に配慮し、いつでもどこへでも安全・快適に移動でき、活動できることに配慮する
 - 地域の実情に応じ、利用者の視点を重視してハードとソフトの一体的な取組を進めるとともに、適切な点検・評価により取組内容の充実を継続的に進める
 - 福祉のまちづくりへの理解を深め、県民、事業者、行政等の協働による取組を進める

県の福祉のまちづくりの推進施策

- 福祉のまちづくりの総合的な推進
 - ユニバーサル社会づくり推進地区の取組の支援
 - バリアフリー基本構想に基づく取組の推進
- 施設のバリアフリー化等の推進
 - 公共交通機関の施設、車両等のバリアフリー化の促進
 - 公共施設の整備の推進
 - 公益的施設等の整備の推進
 - 住宅の整備の促進
 - 鉄道駅舎、バス車両のバリアフリー化の促進
 - 歩道のリニューアル、公園のバリアフリー化
 - 施設整備・管理運営マニュアルの普及
 - 公営住宅のバリアフリー化の推進
 - 住宅整備基準による整備の推進
 - 人生 80 年いきいき住宅助成事業の推進
- 障害者等の参画による施設整備・運営の推進
 - 福祉のまちづくりアドバイザーによる施設の点検・助言制度の推進
 - 県民参加型特定施設の認定制度の推進
- 情報のバリアフリー化の推進
 - 施設のバリアフリー情報公開の推進
 - 多様な伝達手法を活用した情報提供の推進
 - 相談体制の整備
 - 施設のバリアフリー状況の情報公開の推進
 - 駅の乗換誘導モデル事業の実施
 - 県主催イベントにおける情報配慮支援事業の推進
 - ひょうご住まいサポートセンターによる相談体制の確保
- 自然災害等に備えた施設整備と支援体制の確立
 - 非常時に備えた施設整備の促進
 - 福祉避難所の指定の推進
 - 災害時要援護者支援体制の確立
- 福祉のまちづくりを支える基盤づくり
 - 福祉のまちづくりに関する県民意識の高揚
 - 福祉のまちづくりにおける担い手づくり
 - 福祉のまちづくりをひろげる調査研究の推進
 - 「譲りあい感謝マーク」の普及促進
 - 「譲りあい駐車場（パーキングP-ミット制度）」の導入
 - 優れたまちづくり活動等の顕彰
 - 「ひょうごインターキャンパス」による学習機会の提供
 - 福祉のまちづくり研究所における実践的な研究の推進

福祉のまちづくりの展開

- 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割
 - 県の役割：総合的施策の策定・実施
 - 市町の役割：地域の状況・ニーズ等に応じた施策の実施
 - 県民の役割：福祉のまちづくりを推進する主役
 - 事業者の役割：高齢者等の利用への配慮、就業の場の確保
- 県、市町、県民及び事業者の協働
 - 県、市町、県民及び事業者がそれぞれの主体間で連携して福祉のまちづくりを推進
 - 「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」等において各主体が連携を図り総合的に施策を展開

福祉のまちづくりに関する整備目標（～H32）

- 面的整備
- ユニバーサル社会づくり推進地区 40 地区以上の指定
- 公共交通機関
- 乗降客数 3 千人/日以上 of 鉄道駅の全てをバリアフリー化
 - 乗合バスの 70% をノンステップバス化
- 公共施設
- 道路・信号機等
 - ユニバーサル社会づくり推進地区、バリアフリー基本構想重点整備地区内のすべての主要な経路についてバリアフリー化
 - 公園
 - 都市公園の園路、広場約 70%、駐車場約 80%、便所約 45% についてバリアフリー化
- 公益的施設（検討中）
- 既存建築ストックのうち % を最低限のバリアフリー化（下記 のいずれかを整備）
 - 既存建築ストックのうち % を基本的なバリアフリー化（下記 のすべてを整備）
 - 車椅子利用者用駐車区画 スロープ エレベーター 車椅子利用者用トイレ 誘導ブロック
- 住宅
- 高齢者の居住する住宅の 80% を屋内の段差解消など一定のバリアフリー化
 - 高齢者の居住する住宅の 25% を車いす対応の廊下など高度のバリアフリー化